

## 雜 錄

### 英國鐵鋼業保護問題与其合同計畫 (昭和4年1月7日附在ロンドン帝國大使館商務參事官)

松山晋二郎報告) 英國鐵鋼業が近來甚しく其沈滯不況に悩みつゝあるは既に周知の事實なるが、此情勢は今尙轉回を見るに至らず、1928年中銑鐵生産額の如き前年に比し其減產實に60萬噸に達せり。前年初頭に於ては前々年大罷業の爲一時停頓せる註文の輻輳せる爲、多少の活氣を示したるも、夫等註文の一段落と共に市場は著しく閑散を加へ、不況は年を超へて繼續、竟に1928年も不味の裡に之を経過するに至れり。此間英國當業者は銳意生産費の節約、價格の低減に努力したるが爲、最近多少の曙光を認むべきものあるに至り、一時奔潮の勢を以て流入し來れる外國製品の輸入は1927年實に440萬噸臺に上りたる程なりしが、爾來漸次其潮勢を阻止し得るに至り、1928年に入りては其額約300萬噸に低下すべきものゝ如しと雖、他方輸出方面に於ては外國品の競爭角逐するもの尙甚多く、其根底頗る固きものあり、假令1928年に於ける英國斯業者の努力ありとするも、其輸出額は前年を超過するものなきが如し。

・ 鐵 鋼 輸 出 額 (自1月至11月) (單位 價額磅 數量噸)

種 別		1926年		1927年		1928年	
		價額	數量	價額	數量	價額	數量
銑 鐵	1,096,226	269,767		906,157	206,281	1,177,289	317,321
鋼 鐵	—	—		—	—	—	—
Bars, Rods, Angles, Shapes, Sections.	266,686	19,700		413,953	30,644	283,657	21,805
Hoops. Stripes.	534,906	43,670		495,891	40,669	548,822	50,418
Plates & Sheets over $\frac{1}{2}$ inch thick	654,819	65,015		1,589,178	153,304	1,176,895	112,727
Plates & Sheets under $\frac{1}{2}$ inch thick	2,350,534	168,484		3,056,909	217,334	3,509,217	285,735
Galvanised Sheets	10,330,542	563,839		11,571,603	655,582	9,185,212	590,662
Tinned & Terne Plates & Sheets	7,138,582	333,951		8,543,192	397,892	8,998,003	456,933
Tubes & Pipes	5,163,026	254,192		5,875,509	306,998	5,636,649	307,546
鐵道用材料	3,651,508	292,201		6,621,741	585,352	6,066,685	521,856
鐵 線	1,386,258	58,778		1,355,219	57,937	1,554,159	70,347
鐵 鋼 合 計	47,812,076	2,662,642		57,575,530	3,448,886	55,182,366	3,503,123

・ 鐵 鋼 輸 入 額 (自1月至11月) (單位 價額磅 數量噸)

銑 鐵	1,396,743	302,205	2,621,158	565,625	721,511	109,129
鋼 鐵 品	20,976,700	2,498,260	26,902,986	3,275,216	19,827,687	2,370,363
內 主 要 品						
Blooms, Billets Slaibs	4,107,822	675,512	4,947,743	817,304	3,050,773	521,837

Bars, Rods, Angles, Shapes, Sections.	1,630,273	228,553	1,652,649	249,299	986,312	146,174
Sheet Bars, & Tinplate Bars,	2,957,435	517,772	3,627,168	641,334	2,404,355	446,996
Wire Rods.	821,511	98,878	936,484	114,416	790,322	103,294

前表に示す如く歐洲大陸品の輸入は 1928 年に至り減退し、輸出は前年程度に接近するものありと雖、其生産費は大陸品に比し今尙高値を維持し、價格の開き相當大なるものあれば大陸品の競争は今後も依然繼續すべく、之が阻止策として英國斯業者は豫てより外國斯業者が其勞銀の低廉、爲替相場の低落、關稅の障壁等を利用して、不當の競争をなしつゝありとの理由の下に之が對抗策として保護稅の設定を高唱し來り、屢々世上の問題となれるが、政府は斯業の如き主要産業に對する保護は國策上容易に決すべきものにあらずとし、其實現に逡巡の情あり、當局者の之が否定を聲明せること既に數次に及べり。されど最近毛織物保護課稅問題が當該勞働組合支持の下に愈々具體的に審査委員會に提出せらるゝに至れる結果、當業者の氣勢が益々其激烈を加ふるに至れるのみならず、勞働側に於ても斯業の衰退が勞働者の立場を不利に導きつゝある現状に顧み、其實狀調査を必要とするもの多く、最近勞働黨執行委員と議院内に會見し、斯業の實狀、失業者の増加、之に對する立法的救濟策に付協議する所あり、斯業に對し全般的に亘り、之が調査を爲すの必要を認め、政府に對し其要請を爲すの議を決せりと傳へらる。斯かる提案が有力なる鐵鋼業聯合會の名に於て提唱せられ、勞働黨亦之が支持に吝ならずとせば、政府は容易に其意向を無視し得ざるべきを以て、或は近く保護稅設定の實現を見るに至るなきを保せず。

然りと雖英國政府の保護稅設定に關しては其處に明確にして至當なる理由の存在を必要とするものにして、單に斯業の衰退のみを以て之を許容せざるべきは從來の方針之を明示して餘りあり。外國の競争、失業者の増加の如き勿論理由の重要な一部たるべしと雖、斯業の管理經營にして其當を得ずとせば、假令保護稅の設定を見ると雖何等斯業を振興せしめ得べしとは見るを得ず。されば保護問題の實際的道程に立入るの前、先づ以て斯業界に一大整理を斷行し、其管理經營を合理化せしめ、斯業自體をして內面的に刷新振興せしむるは當面の喫緊事たるべし、此點より見て最近連續的に發表せられつゝある鐵鋼會社の合同問題の如き最重要視すべきものと云ふべし。

鐵鋼會社にして最近其合同を傳へらるゝもの凡そ 3 とす、即ち (1) Cargo Fleet Iron Company 及 South Durham Steel and Iron Company の合同、(2) Bolckow Vaughan and Co. 及 Dorman, Long and Co. の合同、(3) Vickers, Armstrong-Vickers 及 Cammell Lairds 3 社の合同是れにして、此内最後の(3)は合同の規模最大に、英國斯業界に及ぼす影響亦隨て重大なるものあるべし。

(1)に於ける Cargo Fleet Iron 及 South Derham Steel は從來も共同的に其事業を經營し來れるものにして、其合同は久しき以前より豫期せられたる所、11 月初旬之が公表を見たるものなり。此合同の結果が兩社の生産經營に一層の便利を加ふべきは云ふ迄もなき所なるべし。兩社資產の現況次の如し。

South Derham Steel and Iron Company 公稱資本 650,000 磅 6 分利付配當緑越優先株(1 磅) 300,000 磅、普通株(1 磅) 350,000 磅 社債(無期、4 分半利付) 300,000 磅、Cargo Fleet Iron Company 公稱資本(普通 1 磅株) 1,000,000 磅、社債(4 分半利付) 209,000 磅

(3) Bolckow Vaughan and Co. 及 Dorman, Long and Co. の合同案は、目下協議中に屬し、其詳細を知り得ざるも、其成立遠きにあらざるべし。兩社資産の現状次の如し。

Bolckow Vaughan and Co. 公稱資本 6,000,000 磅、普通株(1 磅) 5,500,000 磅、5 分利付配當總緑越優先株(1 磅) 500,000 磅、社債 2,000,000 磅、内發行額 1,773,450 磅、8 分利付 735,000 磅、7 分利付 38,450 磅、6 分利付 1,000,000 磅

Dorman Long and Co. 公稱資本 8,050,000 磅、内拂込済額 8,015,056 磅、普通株(1 磅) 6,000,000 磅、8 分利付 優先普通株(1 磅) 1,500,000 磅、6 分利付配當緑越優先株(1 磅) 518,065 磅 社債 4 分利付第一抵當無期社債 400,000 磅 5 分半利付第一抵當償還社債 3,927,050 磅

(3) Vickers, Armstrong-Vickers 及 Cammell Lairds 3 社の合同は鐵鋼業最近合同計畫中最注すべきものにして此合同實施の前提たる English Steel Corporation なる會社は名義上資本金 100 萬磅にて已に設立せらるゝ所ありたり。

本合同計畫の詳細は未だ發表せざるも、前記新設會社はヴィツカース・アームストロング工場中、製砲、其他兵器工場を除きシェフィールド、マンチエスター及エルズウイク所在の各工場、ヴィツカース所屬のトラッフォード、マンチエスター所在各工場、キヤメル・レアード所屬のシェフィールド及ペニストン所在各工場を統轄するに至るべく、又3社所有の鐵道用車輛工場に關しては、別に Metropolitan Cammell Carrige, Wagon & Finance Corporation なる新會社設立せられ、ノツチンガム、リーズ其他に在るヴィツカース及キヤメル・レアーズ兩社の各工場を統轄するに至るべし。此合同の結果に依て相互の競争を止廻し、利益の増進を期待し得るは勿論なるが、其最重要なる點は財政經濟方面の能力が擴大せらるゝ點に在るべし。其他原料購入の點に於ても相互に幾多の利便あるべきは云ふ迄もなし。

本合同にして愈々其實現を見るに至らば、他の鐵鋼會社が其大勢に順應して追次之に參加すべきは寧ろ必然と云ふべく、茲に英國鐵鋼業一大合同成るに至らば、其多年豊富なる經驗と優秀なる技術により米獨鐵鋼業と對立拮抗し得るに至り、萎靡沈滯の現状を開闢して保護課稅問題より離れて英國斯業の爲、恢復の餘地渺からざるべしとは一般の期待する所なり。(海外經濟事情 51)

**ロシアに於ける米國の利權事業** (昭和 3 年 12 月 29 日附在露帝國臨時代理大使酒匂秀一報告) 米國人の「ソ」聯邦に得たる利權事業は「ソ」側の發表によれば本年 6 月 1 日現在に於て其數 14、獨逸に次で第二位に在り。現在外國利權事業の數は 97 にして、其の國別內譯中主要なるものは獨逸 31、米國 14、英國 10、日本 7、佛國 6 なり。米人利權には次の如きものあり。

1. ハリマン滿俺鑛利權 1928 年 8 月 21 日契約解除、(後述)
2. ヴィント砂金採取利權 西伯利アムール管區セメルクク河流域に於て米國鑛山技師ヴィントが 20 年間砂金採取に從事する利權にして、毎年 50 kg の金を採取する義務を負ふ。本利權は資金難の

爲事業不振にして、客年來事業中止の状態に在り。

3. アスベストス製造利權 1921 年米國アスベスト會社が取得したるものにして契約期間 20 年なり。

4. 農業利權 北高架索に於て 1925 年より 15 年間農業に從事する利權にて、利權者は農稅を支拂ひ且利益の 50% を政府に收むることとなり居れり。

5. 鑛物試掘利權 1927 年 6 月紐育の會社ペルースが得たるものにして、1929 年 11 月迄南アルタイ山脈に於て鑛物の試掘を爲すものなり。

6. 鑛物試掘利權 1927 年 7 月米國アルミニウム會社の得たるものにして、一定期間試掘の後 30 年乃至 50 年の期間を以て事業の經營に當り得る契約なり。

以上は米國の有する利權の中に數へらるゝものなるところ、或は事業不振或は未だ格別の投資を爲すに至らず實績の見る可きもの多からざる由なり。

7. ハンマー文房具製造利權 元露西亞人にして米國に歸化したるハンマーが 1925 年より契約期間 10 年を以て得たる鉛筆、ペン等製造の利權にして、投資額 130 萬弗、米國利權投資の大部分を占め好成績を擧げつゝあり。1926 年 10 月 1 日乃至 1927 年 9 月 30 日の間に於ける純益は 607,760 弁なり。

8. 瓦斯製造利權 露米壓搾瓦斯(合辦)會社(ラガス)が 1926 年 12 月期間 15 年を以て取得したる酸素及アセチリン瓦斯製造の利權にして、米國投資額約 30 萬弗、莫斯科附近ラストイキンに酸素及アセチリン各 1 工場及ロストフ、ナ、ダヌーに酸素工場 1 個所あり。以上利權は孰れも好成績を收め居り、其の投資額合計 160 萬弗はハリマン利權の解約せられたる今日、利權には下記技術援助利權あるも、是等は投資をなすものには非るなり。

9. 鐵鋼工業技術援助利權 1927 年 5 月市俄古フィレン工務會社の得たるものにして製鐵鋼所建設の設計をなす利權なり。1928 年 8 月契約を改締し、先に設計を米國に於て行ふ約定なりしを改め、同會社の技師 12 人をレーニングラードに派し、國立製鐵鋼工場設計研究所技師と協力して現在の製鐵鋼工場の改良及新工場建設の設計をなすこととなれり。

10. 炭坑技術援助利權 1927 年 6 月スチュアート、デエイムス、クツク會社が 3 年の期間を以て得たるものにして、ドン、バス及莫斯科地方に於ける新炭坑の開鑿に關する技術援助を行ふ利權なり。

11. ドニブル、ストロイ技術援助利權 ヒュー、クーバー會社がドニブル發電所工事の顧問及監督の任に當る利權なり。

12. 炭坑技術援助利權 アレン、ガーシヤ會社の得たるものなり。尙最近締結せられたる利權契約には下の如きものあり。

13. ラヂオ技術援助利權 1928 年 8 月米國ラヂオ會社と「ソ」聯邦國立弱電流技術トラストとの間

に於ける契約により、各種ラヂオ設備に関する特許及技術の供給及ラヂオ機製造技術援助をなすものにして、米國の製造會社の得たる最初の技術援助利權なり。

14. アンモニヤ工場建設技術援助利權 米國 ナイツロゼン工業技術會社の最近取得せるものなり。

米人の對露利權投資額は 1927 年 9 月現在に於て 12,272,000 留にして、「ソ」聯邦外國資本總額の 23.5% に當り、英國(14,625,000 留 28%)に次いで第 2 位にあり。獨逸(77,096,000 留 13.5%)に先づと云ふも(1928 年度英文「ソ」聯邦年鑑)現在は 1,600,000 弁に止まる。利權事業に關する從來米人の活動中にはヴァンダリツプの石炭、石油利權及漁業計畫並フーカー借款利權計畫あり、共に成立せざりき。ヴァンダリツプは 1920 年既に勘察加及東部西伯利に於て 3,000,000 弁の石炭、石油及漁業利權獲得を計畫したるが實現に至らず。又 1927 年 11 月 26 日フーカーを中心とする米國財團と「ソ」政府當局との間に 4,000 萬弁の借款利權契約成立し、其內容はドンバス地方に在るマーケエフ製鋼工場の設備改良の爲機械類を外國(主として獨逸)より購入する爲以上の金額を 6 年間融通し、且工場設備の技術援助をなすに在りたるが、本契約は米國國務省の反対ありて不成立に終りたり。

尙一旦成立したる利權にして不成功なりしものにシンクレヤ石油利權及ハリマン滿俺鋼利權あり。

シンクレヤは 1921 年 5 月 14 日極東共和國より北樺太石油開發利權を得、其の契約は 1923 年 8 月 16 日「ソ」政府より確認せられたるが、契約中 3—4 年間に事業を開始するか、5 年間に米國政府が「ソ」政府を承認するに非れば解約するの約定あり。シンクレヤは期限内に事業を開始し得ざりし爲、1925 年 3 月遂に莫斯科地方裁判所に於て契約無効の判決ありたり。

ハリマン滿俺鋼利權は 1925 年 6 月戰前露西亞の產出せる滿俺の大部分を出したるチアツリに於ける滿俺探掘の利權を 20 年の期限を以て取得したところ、其の後滿俺の世界市價の下落、「ソ」聯邦内外に於て滿俺礦區の開發(「ソ」側はハリマンの滿俺市價釣上政策の罪なりとす)地方鐵道改良費の誤算、過重なる勞動條件等の理由によりハリマン社は利權を拠棄することとなり、1928 年 8 月 21 日解約成り、同企業はグルジヤ共和國最高經濟會議により組織せらるるトラスト是を引受け、ハリマン社の投じたる資金 3,450,000 弁は 15 年期限 7 分利付借款として保障せらるることとなれり。解約の主因は「ソ」側を以て言はしむればハリマンの滿俺市價政策の誤謬に在りとし、ハリマン側は勞動條件の餘りに重きに在りとす。

ハリマン利權は重要な利權の一にして、其の解約は米國の對露利權投資に影響なしと云ふを得ざるも、會社に於て失ふところ渺きにより甚しき影響なるべしとせらる。1928 年 9 月人民委員會議は利權獎勵方針を決定し、利權局は殆ど總ての工業に亘り利權表を發表するところあり。米國に於ても利權投資に關する興味増進しつつありと言ふも、米露商業會議所副會頭スミス氏に據れば「ソ」側の利權許與手續煩雜にして荏苒時を遷すが爲、米國實業家をして交渉開始をすら思ひ諦めしむるの事情あり。米國の對露投資を困難ならしむ(1928 年 11 月 6 日イズヴエスチャ紙)るが故に、米國側に於て

急速なる利権投資熱の期待すべきものなし云々。

米國の技術援助利権は將來有望なり、今日其數獨逸に次ぎ第2位に在りと雖も、是れ米國が地理的に遠隔なるに基くものにして、「工業の米國化」は益々米國技術の利用を盛ならしむ可し。因に前顯ゼネラル、イレクトリツク會社の電機賣込契約の如きも、從來「ソ」聯邦の電氣設備及機械の買入は主として獨、英、佛、瑞典及チエツクよりしたるところ、以上契約により今後は組織的に米國より電機に入る事となりたれば、是と共に米國の技術を取入るる約定成り、「ゼ」社は莫斯科に工務所を設け技師を派する筈なり。技術援助利権とは外國の工業技術會社又は製造會社と「ソ」聯邦國家機關又は企業との間に於ける契約に依り成立し、其の内容は外國會社が特許の譲渡、工場、礦物、鐵道其他の設計、新製造技術、發明等の紹介等技術に關する能力を提供し是に對し一定の報酬を受くるに在り。例へば前記スチエワード、ジエイムス、クヅク會社の炭坑技術援助利権は技師7人を派し新炭坑の設計に從事せしめ、會社は年額150,000弗の報酬を受くる趣なり。契約期間は通常3年乃至6年にして、契約終了後は特許其他の利権及設計は元の利権者に返却せらる。尙外國會社は事業による利益の分配に與る次第に非ず、又此の種利権を受けたる米國の會社は多く事業に關係なき工業技術會社なるを以て、米人技師の聘用は獨逸其他の國の場合と異なり、米國の機械材料輸入增加の誘因となること渺き由なりしが、前記ラヂオ會社の參加以來趣を異にするに至れり。

1928年6月1日現在「ソ」聯邦外國利権數97中28は技術的援助利権にして、化學工業に最も多く金屬及電氣に關するものは次ぐ。1926—27年中此の種利権に支拂はれたる金額は2,050,000留なり。尙米國の技術援助利権は主として大工業、大事業に關し、獨逸は小工業に關するもの多く、英國は主として石油事業に技術援助をなしつゝあり。(海外經濟情報52)

**露國に於ける鐵材不足狀況** (昭和3年12月6日附在オデッサ帝國領事島田滋報告) ソヴィエト聯邦内に於ては今年度中著しき鐵材の不足を來し、農具製造工場其他各種工業計畫上二大支障を惹起せり。例年鐵材は充分なる供給を爲す能はざるが、需給の間に本年の如き大なる開きを生じたるは稀なり。國內製鐵業も年々發達を示し來れるも需要增加の度を追ふ可くも非ず、今年に至りて遂に恐る可き鐵恐慌を誘致せり。昨年度と本年度とに於ける國內製出高の不足量を對照するに

品名	本年	昨年
鑄 鐵	215,000 噸	58,000 噸
條 鐵	286,000	203,000
鐵 棒	20,100	2,700
板 鐵	135,000	82,500
屋根用鐵板及 亞 鉛 板	75,000	50,000

にして、70數萬噸の大不足を示し居れるが、實際に於ては其缺乏更に甚しきものゝ如く、需要充足率は金屬工業77.2%自治經濟及建築事業57.7%市村個人消費者56.6%に過ぎず全需要の約25%の不足を來せり。之が對策は頗る當局の頭を惱し居るところなるが、斯かる大量の鐵材を海外より輸入することは露國現在の財政にては殆ど不可能のことなれば、昨年の例に從ひ國內に於ける鐵屑及古鐵の大規模買上を計畫せり。買上高は合計900,000噸とし、之を分配負擔し當該官衙には責任を以て之に處することになりたり。

鐵道	300,000	頃	%	33.3
軍事關係古船解體	70,000		%	7.8
工業及自治經濟	245,000		%	27.2
都市及農村に於ける古買上	285,000		%	31.7
計	900,000			100.0

都市及農村に於ける古鐵の小口買上は本年初て行はれたるところにして、之に對し 285,000 噸、即ち全買上高の 32 % にも上る高を課したるは、鐵材不足の如何に深刻なるやを思はしむるものにして、同時に斯かる買付の所期の結果を擧げ得ざる可きを認めざる可らず。オデッサ市の如きは

鐵材買入れの爲莫斯科より特に買付委員派遣せられ、11月5日より 15 日に至る 10 日間を古鐵買集め期として宣傳大に努め、先づ屋根鐵、古ストーヴ、軌條切端、鍋釜破損品、其他一切の屑鐵を一般市民の間に求めたるも、豫期の目的を達せず月末迄之を續行したる結果漸く 5—600 噸を集め得たる趣なり。戰前工業大に振ひ古鐵の保藏多しと見られたるオデッサ市にして既に然り、所定の買付の困難なる理を質すの要なかる可し。若し夫れ買付價格を引上げんか尙著しき效果を擧げ得可しと雖、今年度に於ては既に斯かる財源なし、鐵道當局と雖 300,000 噸てふ大量の引受額を果して履行し得るや否や疑問なり。特に前年に於て既に多量の負擔を引受け居るに於てをや。今年度に於ては之が爲貨車 11,405 車旅客車 1,650 車、機關車 4,344 台を解體して鐵材を捻出するの悲惨さを曝露せり。工業及自治經濟に對する割當額も無理なるものと見る可く、假令本年は何とかして辻褄を合はすとするも、來年度に於ては斯かる古鐵買上げの源泉無き理なるを以て甚だ悲觀す可き狀態に在り。製鐵事業の大擴張を行ふとするも其效果は到底慢性の鐵不足を救ふ可き程度以上なるを得ざる可しと觀測す。(海外經濟事情 52)

**ポーランド製鐵業狀況** (過去 10 年間) (昭和 3 年 12 月 14 日附在波帝國特命全權公使松島肇報告) 1918 年占領軍が波蘭の現在の領域より撤退したる時に於ては、當國の製鐵業は全く存在せざりしと云ふも不可なき狀態なりき。即ち未だ上シレジアの併合なく、僅に舊露領に於て數箇の工場及クラコフに一製鐵所ありたるも、戰時中占領軍は是等工場に對して他種工場に對してなしたると同じく、凡ゆる機械より真鍮又は銅の部分を徵發し去りたるに依りて、前記の工場は全部作業不可能の狀態にありたる次第なり。

斯の如き狀態より今日に至る迄の當國製鐵業復興の過程を通覽するには、之を下の 4 期に分て觀察するを最便宜となすものゝ如し。即ち(1)大戰直後より上シレジア併合前迄、(2)上シレジアの併合(3)1924 年の恐慌、(4)全波蘭製鐵サンジカの設立より今日迄。

**上シレジア併合前迄** 占領軍撤退當時の舊露領及墳領波蘭製鐵業の狀態は前述の如く熔鑄爐、製鋼爐及伸展工場にして作業再開可能のもの一もなかりしを以て、波蘭の復興を見たる後に於ても數箇月間は是等工場を復舊し、事業を開始するは全く不可能にして、殊に當時は金融全く杜絶し、從業員を構成すべき労働者なく、鐵道は製鐵業に必要なる原料及燃料の圓滑なる供給をなすが如きは思も依らざるの狀態にありしのみならず、是等原料又は燃料の生産自身が甚しく僅少なりしを以て、之を購入する事既に最困難にして、必要なる機械類及原料の輸入の如きは勿論不可能なりし次第なり。

然れども1919年7月に至り(Zsstochowa)(チエンストホーヴ)工場先づ作業を開始し、1920年に至りて他の4工場も事業を再開せり。同年労農軍の侵入ありてワルツウ市危殆に瀕したる時の如き國防用として鐵の需要大なりしにも拘らず、骸炭の缺乏の爲僅に1箇の熔鑄爐のみ作業をなし居りたる有様なりしを以て、舊露墺領製鐵業の再興は全く労農軍侵入戦の終了後より著手せられたりと云ふ事を得べし。

其後萬難を排して經營の結果、1922年7月波蘭が上部シレジアを併合したる當時に於ては、熔鑄爐7基が作業をなし居るの程度に復活したり。其成績下の如し。

(尤も下表中最後の數字たる1913年の生産と比較するときは、尙其恢復の如何に微々たりしかを知るに足るべし)

(単位 1,000 噸)			
年 度	銑	銅	板及棒
1919	15.2	17.6	16.4
1920	42.6	68.9	49.0
1921	60.4	122.7	98.3
1922	79.4	179.4	149.9
1913	418.4	553.1	369.1

上シレジアの併合 1922年7月15日波蘭が上シレジアを合併したる事は、實に波蘭の製鐵業の面目を一新せしめたる一大事件と云はざるべからず。

波蘭は同地方の併合に依りて現に就業中の數多の工場を取得する事となり、著しく其生産能力を増加せしめ、大に斯業の内容を充實せしむることゝなれり。上シレジアの鐵

工場は戦時中は勿論、戦争直後と雖作業を繼續し來りたるものなり、固より其生産は戦後激減し1913年に比し甚だ小額となりたるが、戰禍を受けず事業を繼續したる點は全く在來の波蘭製鐵業と其事情を異にする。其生産状態下の如し。

(単位 1,000 噸)			
年 度	銑	銅	板及棒
1913	613.3	1,049.5	829.5
1919	317.3	653.3	不明
1920	383.9	836.4	同
1921	383.1	726.4	519.6
1922	400.8	822.3	603.6

當時上シレジアの生産と上述の如く更生の途に上りたる波蘭在來の各工場の生産を合計するときは、大戰及對露戰に依りて疲弊の極に達し居りたる波蘭市場の能く吸收する能はざる額に達すべきを以て、若し彼のジュネーヴ協定なかりせば忽ち生産過剰に陥り、大恐慌を招來するの結果を見たりしなるべし。幸にジュネーヴ協定に依りて上シレジア製鐵業者は1925年6月15日迄生産品の一部は無制限に一部は一定のコンシンゼントの下に無税にて獨逸に輸出するを得ることゝなり、波蘭在來の製鐵業も直に急激なる變化を受けず、又シレジア側も3年の過渡期を得て新しき政治的經濟的環境に對する準備をなすべき期間を與へられたり。

然れども此の期間に於ける佛軍のルール占領に依り國際市場に於ける鐵類の供給に變動を生じ、シレジアの製鐵業者に執りても輸出の好機を與へたるを以て、彼等は寧ろ輸出に專念し、其生産額は下表の如く増加を見たるが、却て波蘭市場に對する準備を怠りたる爲、1924年の恐慌時に於ける製鐵業者の苦境を一層深刻のものたらしむることゝなれり。

年 度	銑	銅	板及棒
1922	400.8	822.3	603.6
1923	408.6	872.7	595.6

此間に在りて舊來の波蘭製鐵業者も益々其設備の復舊を進め、生産能力も略々戰前の域に達し來たり、前記の如く

新付のシレジア側が獨逸及其他の外國市場のみを重要視しつゝあるに乘じて、1923年には國內市場に其勢力を固むるに至り、從て其生産も次表の如く著しき増加を示すに至れり。

年 度	銑 鋼	板及棒
1922	79.4	179.4
1923	111.8	259.3

182.4

生産額は戰後に於ける最低額を示すに至れり。

年 度	1923年	1924年
▲銑		
シレジア	408.6	263.1
其 他	111.8	72.8
▲鋼		
シレジア	872.7	524.7
其 他	259.3	153.6
▲板及棒		
シレジア	595.6	370.2
其 他	182.4	101.6

1924 年の恐慌 1924 年に於て波蘭及獨逸の幣制改革は殆ど同時に行はれたるが、其結果とした兩國共一大恐慌を惹起し、前年來の順調なる製鐵界の進運は茲に頓挫し、生

一方ルールの撤兵は 1924 年に行はれ、同地方に對する人爲的壓迫止たると同時に、他方獨逸に於ける一般的經濟界の狀態は當時最深刻なる恐慌状態に在りて、旁々獨逸に對する鐵類の輸出の如きは固より思はしからず、又波蘭に於ける爲替相場の不自然なる安定は勞銀の急激なる昂騰、能率の低下を齎し、獨逸以外の市場に於ても外國品と競争するの能力を喪失したるを以て、上シレジア側も漸く内國市場に其の注意を轉換し全力を擧げて之が地盤の侵略を試み、其結果として 1924 年 1 月より 3 月迄の上シレジアの生産と其生産品の波蘭國內市場（ダンツヒ自由市を除く）の消費との比率は僅に 17.7 % のみなりしに、1925 年の同期に於ては 47 % 迄増加するに至れり。

然るに前記恐慌は國內市場に於ても亦鐵類の消化が著減せる折なりしを以て、斯の如くシレジア側の進歩の結果は勢ひ新舊同業者間に激烈なる競争を惹起するに至れり。

其結果は價格の暴落、信用の破壊となり一部猶太人投機業者の乘ずる所となりて、市場は全く混亂に陥り各製鐵業者共に絶大なる損害を受けたり。

全波蘭製鐵サンデカの成立 前記の如き大損害を受けたる結果は當國製鐵業の全部を包含して一のサンデカを成立せしめ、之に依りて此悲境より脱出せんとするの機運を醸成することとなりたるが、新舊兩團の利害關係相反する事前述の如くなるを以て、其間容易に妥協點を見出を得ず、因て先づ 1925 年 8 月 1 日上シレジア製鐵業サンデカを組織せり。

其後 5 ヶ月即ち 1926 年 1 月 1 日を以て、遂に全波蘭を打て一丸としたる全波蘭製鐵サンデカの成立を見るに至れり。其結果は短期間に全く無秩序の状態に在りし内國市場を整理して、之が組織に新なる基礎を與へ、爲に波蘭内國鐵鋼市場は却て堅實味を加ふるに至れり。

新サンデカの採りたる新賣價の決定は時宜に投じたるが爲に、内國市場の購買力の全能力を刺戟することとなり、又堅實なる賣掛回収方法と、卸業者全部の連帶責任制度の樹立とは相俟て、サンデカは其組合員に何等の損害をも蒙らしめざるが如き組織を確立することとなれり。

サンデカは生産賣買の全部に涉りて管理權を有し、其成績良好なりしを以て、各工場の消費も亦一

定の比率を設けて管理を爲すこととなり、輸出に對しても管理權を及ぼさしめんとして目下協議進行中なるを以て、近く何等かの成果を見るべしと信ぜられつゝあり。

斯の如く本サンデカは近々當國製鐵業の完全なる管理權を總括するに至るべし。

上述の如くサンデカ成立後の成績頗る良好なりし爲、本年 5 月 23 日を以て更に 3 年間サンデカを更新し、1931 年 5 月 23 日迄存續せしむることゝなれり。

サンデカの成立に加ふるに英國炭坑罷業の結果、國際市場に新變動を生じたると、波蘭國內一般の經濟狀況の恢復又著しきものありある爲、獨波間經濟戰開始直後の危期ありたるに拘らず、漸次好轉を示し來り。1927 年に至り順調なる發展の機運に逢著し、近き將來に於て其生產額は戰前の水準に達すべしと信ぜられ居れり。

年 度	銑		鋼		板及棒	
	シレジア	其 他	シレジア	其 他	シレジア	其 他
1925	238.2	86.4	511.9	240.4	431.6	154.3
1926	267.9	59.5	505.1	283.3	381.1	183.0
1927	441.0	177.2	779.4	449.7	621.4	306.3
1928	223.7	111.3	426.8	228.1	321.6	169.0

1 月ヨリ 3 月迄

1928 年 4 月乃至 6 月の成績も斯業全般に涉りて更に一層急激なる發展を示したるが、其原因は當國經濟界の著しき改善に基く鐵類消費の増加、及 1924 年に既に著く減少を示し獨波關稅戰爭後、殆んど全く絶滅したる鐵類の輸出が漸次増加し來り、今や當國貿易上相當重大性を加へ來れる事實に基くものと云ふべし。

而して生産の合理化及事業の集中は生産費を低下せしめ、外國市場に於ける競爭能力を恢復するに重大なる貢獻をなしたり。

結論 上記の經緯を經て今日に及へる波蘭製鐵業は、國際製鋼カルテルへの加入問題及獨波關稅戰問題の解決の曉に於て其第 5 期たる國際協調時代に入るべきものとす。

一定口徑の鋼管に付てに、波蘭側の國際鋼管サンデカ加入 1927 年末に實現せられ、既に鋼管の輸出相當の増加を見たる趣なるが、製鋼カルテル加入問題は輸出割當額の決定（波蘭は 50 萬噸より 35 萬噸迄讓歩し、カルテル側は 30 萬噸を主張す）及國內市場消費の増加に伴ふ輸出割當額問題の 2 點の爲に進行を見す。

獨波通商條約成立し兩國關稅戰爭終了し、獨逸鐵屑の對波輸出及波蘭鐵類の對獨輸出に關するコンセンゼツトに付協定を得んか當國製鐵業は材料の購入、生產品の輸出に付著しき改善を受くべきこと明なるも、不幸本通商條約は別種の障害の爲未だ成立に至らす。

然れども最注意を要すべきは當國製鐵業發展の基調は國內市場に在るの點なり。

即ち大戰以前より近代的施設を缺くこと多かりし當國に於ては、戰時中破壊せられ戰後未だ復舊又は着手せられざりし各種の設備は、一般の國情安定するに從ひて實施せられざるべからざると同時

れ、客年ゾロティー・安定借款の成立以來金融從來に比し著しく圓滑を加へ來り、工業の勃興鐵道の改良、住宅の新築等頻りに行はれ、其結果鐵類の需要計り知るべからざるを以てなり。

**英國鐵道の鋼鐵枕木採用問題**（昭和4年1月12日附在ロンドン帝國大使館商務參事官松山晋二郎報告）英國鐵道に於ける鋼鐵枕木採用の問題に關しては曩にサア・ブローディ・ヘンダーソンの所見を報告せるが其後該問題は引續き斯界の注意を喚起しつゝあり、殊に戰後の木材價格の騰貴に比較して鋼材の價格が寧ろ低落の傾向を辿り兩材間の值開も漸次接近し來れる關係もあり現に鐵道當局者中鋼材枕木の採用に就き考慮しつゝあるもの啻に一、二會社に止まらず Southern Railway 會社は鋼鐵枕木7萬本の第一回註文を發し其實施に著手せり、勿論鋼鐵枕木は何等新考案若は新發明と稱すべきものにあらずして阿弗利加及印度に於ては白蟻發生等の關係より已に採用せられ又獨逸の如き木材の供給英國に比し豊富なるのみならず且英國同様白蟻發生等の恐れなきに拘らず以前より鋼鐵枕木を實施しつゝあり、英國に於ては偶々過去に於ける鋼材採用の試験が好果を擧げ得ざりしこと、保守的國情と相俟つて寧ろ之が採用に反対するの傾向を示しつゝありしが、近時不振の極に沈淪しつゝある鐵鋼業救濟策の一法として又一面鐵道技術家等は斯業改良發達の見地より其採用を試みんと努力するに至れる次第なり。

英國に於ける現在枕木使用數は1箇年約400萬本乃至500萬本に及び、之が用材の變更と經費の増減とは斯業の經營に影響する所極めて莫大なるものあり且鋼材が持久性其他幾多優越なる特長を有する事は既に一般の認むる所なるが其他の特殊問題假令ば電氣鐵道に對する應用として絕縁方法等の如き、尙攻究の累ねべきもの少なからず其他尙兩者の實用的價値如何に對する攻究の餘地あるが如きも英國に於ける枕木問題は經濟界の推移に伴ひ漸次鋼材を中心として其方面に動きつつありと見るべし。

因に英國鐵道は印度、阿弗利加乃至獨逸の如き Flat-Bottomed Rail を採用せず多年 Bull Headed rail を其標準軌條として採用し來れる關係上、其枕木は Chair 又は其代用物を必要とするものなるが此點に關しサザアン鐵道會社が數年前より其ギルドフォード線の短距離間に試験的に敷設したる鋼製枕木はピーター・サンダーバーグ氏の創意に依り Chair は枕木に附着し居るも夫自體枕木とは別個の形態を備へ居り、獨立せる Chair は其要なきに至れるのみならず、之れに伴ふて螺旋、ピン、トンネル等亦不要なりと其經費の節約せらるゝ額相當なるものありと云ふ。

**クルツップ會社營業成績**（昭和4年1月29日附在ハンブルグ帝國總領事代理山路章報告）ブリードリヒ・クルツップ株式會社 (Fried. Krutpp A. G.) の通常株主總會は本年1月19日エッセンに於て開催せられたる處、該總會に提出せられたる同社第25年度 (1927年10月1日より1928年9月30日に至る) 營業報告を見るに、同社營業狀態は年度初期に於ては相當順調なりしも、其後主として賃銀の昂騰と勞働時間の短縮とに因りて生産費の著しき增大を來せるのみならず、國內市場に於ては景況の漸落歩調を辿るあり、海外市場に於ては外國側との競争益々激烈なるあり。爲に生産物

價格引上も將又諸設備の改善等も何等豫期せる程の效果を齎すを得ず、結局本年度純益は701萬馬克にして前年度の1,304萬馬克に比し約半額に過ぎず。而も客年10月1日より鐵道運賃の引上げらるるあり。更に11月1日遂にロツクアウトの斷行を見るに至れる西北部地方鐵工業爭議は同社經營の諸事業に對し甚大なる損害を與へたるのみならず、該爭議に關し12月21日内務大臣Sevelingの下せる仲裁判決は、同社に對し鮮少ならざる新負擔を課せるものなるが、他方國內經濟狀態は依然改善の見込少く、旁々是等損害乃至負擔増加に備ふる爲、本年度純益は總て之を新年度に繰越し配當は前年度同様之を行はざることとせり。

尙同社貸借對照表損益計算表、生産數量及從業員數を示せば次の如し。

#### 一、貸借對照表（單位 百萬馬克）

(1) 貸 方					
		1928年 9月30日	1927年 9月30日	積	立
土 地 及 諸 設 備	199,3	174,0		會	26,0
手 持 品	60,2	62,4		諸 準 備 金	39,7
現金、手形、小切手等	6,6	4,4		工 場 維 持 費	9,0
有價證券及關係會社持分	77,9	67,8		諸 預 金	7,1
銀 行 預 金	12,9	42,2		借 入 金	85,8
貯 蓄 金 庫 預 金	3,9	2,9		抵 當 其 他	3,3
賣 挂 債 權 其 他	61,4	58,7		內 入 金	12,8
共同會社に對する債權	25,8	6,6		買 挂 債 權 其 他	33,9
(2) 借 方				銀 行 債 權	14,0
				手 形 引 受 債 權	0,2
株 式 資 本	160,0	160,0		共 同 會 社 に 對 す る 債 務	28,8
				未 挿 貸 金、租 稅 等	20,4
				利 益 金	7,0
					13,0

#### 2、損益計算書（單位 百萬馬克）

(1) 収 入					
		1928年 9月30日	1927年 9月30日	1928年 9月30日	1927年 9月30日
純 營 業 收 益	40,02	42,75		租 稅	14,02
其 他 收 入	3,66	6,60		從 業 員 及 勞 動 者 保 險	11,87
前 年 度 繼 越	1,04	—		自 由 救 恤 支 出	5,38
合 計	44,72	49,35		利 息 鐵 山 損 害 其 他	6,44
				純 益	7,01
				合 計	44,72
					49,35

#### 3、生産物數量（單位 百萬噸）

	1913—1914	1926—1927	1927—1928		
石 炭	7,60	7,54	7,97	鐵 鐵	1,06
コーグス	2,31	2,52	2,61	粗 鐵	1,29
				粗 銅	1,49
					0,84
					1,38
					1,79
					0,86
					1,36
					1,72

#### 4、工場從屬者數（子會社を含む）

1927年 9月 30日	66,327	1928年 9月 30日	69,989
--------------	--------	--------------	--------

**波蘭國中央屑鐵購入組合定款** (昭和3年12月27日附在波帝國特命全權公使松島肇報告) 波蘭中央屑鐵購入組合 (Centrala Zapupu Ztomu Polspich Hut Zelaz) (以下組合と略稱す) は全波蘭製鋼關係工場の必要とする屑鐵の購入及供給をなすを目的とする有限責任會社にして、其の全波蘭製鋼關係工場を以て出資者たるを社員とす (以下會員と稱す) 會員の持分を第三者に譲渡するには總會の事前の承諾を必要とし、其の承諾は總會の  $4/5$  の多數を得るに非ざれば之れを與ふる事を得ず。組合機關は總會取締役及監査役なり。

會員と組合間又は會員相互間の紛争は仲裁に依りて決定をなす事とし、通常裁判所に繫屬せらるゝ事なし。

組合解散の手續比較的簡単なるを以て、組合の存立期間は無制限となせり。

以上の組合の設立と同時に組合と會員たる各工場との間に下記要領の如き協定をなし之に基き屑鐵の購入を行ふ。

(1) 會員は本協定の存續期間 ((7)参照) 中各自の工場に對する屑鐵の供給を自ら行はず、之を全部組合に委託し、各自の需要に從て ((3)参照) 組合をして屑鐵の購入及供給をなさしむ。組合は一定率の手數料を受く。((5)参照)

尤も本協定は會員の自己の工場より生じたる屑鐵には適用なし。自己の工場に對する會員の出資が工場の全資本金の 40% を超ゆるもの、又は會員たる工場の資本金に對し 40% を超ゆる出資をなす工場を云ふ。但し此の割合は本協定調印の時之を査定す、故に會員は組合の供給に係る屑鐵と自己の生産に依るものとを問はず、其所有する屑鐵を賣却し、又は譲渡するの權利を有せず、組合より供給せられたる屑鐵は自己の消費の爲めにのみ之を處分するを得、會員は又交換をなすを得ず。

(2) 組合は賣主たる立場に於ては全く各會員共同の機關たるものにして從て何等賣込に依る利益を享くる事能はざるものとす。又各會員は出來得る限り組合の損害を避くる様努むる義務あり。

(3) 各會員は各自 1 ヶ月の必要屑鐵量を 2 ヶ月以前に組合に通告するを要す。即ち引渡を受くべき時よりも 2 ヶ月以前の月の 3 日迄に之を通告し、其必要量は屑鐵の種類に依りて各別に所要量を指示するを要す。

會員は必要量通告をなすべき最後の月 (即ち引渡を受くべき月より 2 ヶ月以前の月) の 25 日迄に、29% 以内の増減に付ては通告済の必要量を變更するの權利を有す。上記期日以後の變更の申込に對しては何等の考慮をも加ふる事なし。

組合に於て通告を受けたる屑鐵の全部を購入する事能はざる場合に於ては監査役をして屑鐵供給の方法に關し善後手段の決定をなさしむる爲監査役會に其旨を通告す。

屑鐵の引渡は各工場に對し其通告の種別に從ひ各別に之を行ふ、會員は確定したる必要量に付ては其引渡を拒絶する事を得ず。

引渡を受けたる屑鐵にして消費せられざりし部分に付ては組合に於て買戻をなす。

(4) 屑鐵は波蘭内に於て入手したると輸入したるとを問はず、其價格を通算し各種別毎に毎月の平均購入價格を算出す。

各會員は組合と各別に計算をなすものにして、組合に對する會員の支拂は屑鐵の引渡ありたる月の翌月の20日迄に之を行ふ。

3ヶ月後平均價格の3ヶ月間確定計算を行ひ同時に之に基き組合と會員間の確定計算を行ひて差引勘定を確定す。又全會員が支拂たる積込停車場より荷卸地點迄の屑鐵砲に對する運賃（積込地に於ける1車平均積込費を控除したるもの）の月額を算出し、更に3ヶ月後其平均額を確定し、同時に各會員の確定計算を行ふ事前に同じ。

各種平均額の算定に付ては各工場に於て供給を受けたる屑鐵の量及質並に供給に伴ふ各種の費用に關する限り、各工場に於ける帳簿を計算の基礎とす。

會員前記支拂期日前に支拂をなしたる場合には組合は以上會員に波蘭銀行と同率の利子を支拂ひ又支拂遅延したる場合には延滞利子として同銀行の日歩に基き一定金額を支拂はしむ。

(5) 組合は手數料として各工場が1ヶ月間に受けたる屑鐵の供給に對し、支拂ひたる額の3/4%を各工場より各別に申受くるものとす。尤も前記手數料の率にして充分ならざる時は會員は之を適當の率迄増額すべき義務を有す。

以上手數料は前月供給せられたる屑鐵の代金と共に納入せらるべきものとす。

(6) 一會員に屬する工場が其所有者を變更したる場合には、上記會員は上工場の適法なる繼承者に本協定より生ずる一切の義務の履行を移付するを要し、又新會員の加入は本協定を承諾する條件の下に於てのみ行はるゝものとす。

本協定違反の場合に於ては總會に於て決定せられたる違約金を支拂ふを要し、又協定違反の事實に依り組合又會員に蒙らしめたる損害の全部に付其責に任すべきものとす。

各會員は本協定署名後8日間に組合に手形を供託し、組合は當該會員の違約金其他の賠償決定の場合に其手形を使用するの權利を有す。此の場合の會員は3日以内に前記金額に對する保證として新なる手形を供託するを要す。

(7) 本協定より生ずる事あるべき紛争は其性質の如何を問はず仲裁に附する事とし、通常裁判に繫屬せらるゝ事なし。

本協定の有效期限は組合の定款署名後3年とす。

本協定の有效期限満了の2ヶ月以前に更新又は期限延長なき場合に於ては各會員は期限満了後屑鐵購入をなすの權利を有するに至るべく從て組合は其後は之が購入をなす事なし。

本協定の終了後組合の以後の存續に關し何等の協定成立せざる場合に於ては清算を行ふべきものとす。

本協定の變更は全員の意思の一致の場合の外は之を行ふ事を得ず。（海外經濟事情第54號）

・獨逸粗鋼生産概況「1928年」（昭和4年2月23日附在獨逸帝國特命全權大使長岡春一氏報告、  
海外經濟事情第2年第2號ドイツ經濟情報の内）

鉄鋼生産高。鐵鋼組合の發表に依れば 1928 年度の獨逸鐵鋼生産高次の如し。

(単位疋)	1928 年生産高	1927 年生産高
ライ ン ラ ン ド、ヴ エ ス ト フ ア リ ャ 地 方	9,170,737	10,352,245
上 部 ベ ツ セ ソ 地 方	664,267	774,824
シ レ ジ ヤ	247,751	311,037
北 東 中 央 部 獨 逸	1,415,045	1,347,549
南 部 獨 逸	306,530	316,661
總 額	11,804,330	13,102,528

1928年の日産高は1913年度に比較して約89%  
方減退を示せり。熔鑄爐數は1928年12月184基、  
使用爐 101 基にして前年同期には 191 基中 116  
基を使用せり。

粗鋼生産高。1928年度に於ける粗鋼生産高は  
14,517,100 吨にして之が勞働日數 306 日即ち 1

日平均生産高47,442噸なり。尙1927年度に於ける粗鋼生産高は16,310,682噸にして1928年度に於ける生産高の減少は西北部獨逸鐵鋼労働争議の爲5週間に亘る罷業ありし結果なり。

延鐵生産高。1928年度に於ける延鐵生産高は 11,562,590 吨にして労働日數 306 日即ち 1 日平均生産高 37,786 吨なり。尙前年度の生産高は 12,866,773 吨にして激減は之又銑鐵、粗鋼同様罷業が主たる原因とす。

輸出入(1928年)。1925年より1928年に至る輸出大高を示せば次の如し。(単位 100 萬馬克)

	輸 入	輸 出	現物賠償	輸入超過 (賠償を含ます)	輸出超過 (賠償を含む)
1928年	13,643·7	11,785·7	658·3	-1,858·0	-1,199·7
1927年	13,801·3	10,375·7	557·7	-3,425·6	-2,848·0
1926年	9,701·5	9,929·9	630·8	+ 228·4	+ 859·2

尙石炭液化法の現状は未だ試験的にして其大部分は重油より所謂クラック方法に依り製造せられつゝあり。將來に於けるベンゼン製造は從來の此クラック方法に依るか或は石炭液化法に依るかは目下の處決定を見るに至らず頗る重大なる研究問題として残されつゝあり。

伯林に於ける世界動力會議1930年6月16日より同25日迄伯林に於て第2回世界動力會議開催せらる  
事項は次の如し。

1. 鑛石、液體、瓦斯、燃料原料 2. 蒸汽力 3. 燃燒力 4. 機械力 5. 水力 6. 電氣等なり。

伊國産業の發展抜萃 (1922年—27年) (海外經濟事情第2年2號) 同國產業發展中の2、3項抜萃せは次の如し

3. 燃料 特に工業用として使用せらるゝ燃料即ち石炭使用量は次の如し(単位t)

4. 工業	單位	1922年	13,602,863	1927年	24,779,838	增加%	82.17%
使 用 坑 夫 人	單位	1922年	45,550	1927年	49,630	增 減	
鐵鑄及滿俺鐵產出高 噴	單位	1922年	314,410	1927年	426,300	增 減	
黃 鐵 鑄 及 黃 噴	單位	1922年	486,000	1927年	604,300	增 減	
亞 鉻 及 鉻 產 出 高 噴	單位	1922年	126,241	1927年	231,120	增 減	
無煙炭、褐炭、瀝青岩產出高 噴	單位	1922年	946,210	1927年	1,106,070	增 減	

**獨逸側の國際粗鋼カルテルに對する態度** (昭和4年2月19日附在ハンブルグ帝國總領事代理山路章報告) 國際粗鋼カルテル協定第9條に依れば本協定は原則として1931年3月末迄存續すべき筈なるも、關係各國は1929年5月1日迄に同年十月三十一日限り本カルテルより脱退すべき旨の豫告を爲し得るの權利を有する處、脱退豫告期限の漸次切迫するに伴ひ、當國に於ても脱退豫告權を實行すべきや、將又該權利を實行することなく唯懶て到來すべき協定改訂期以前に於て他關係諸國が獨逸側要求に對し、同情ある考慮を拂ふべき旨の確實なる保證を獲得するに力むべきやは、主として政策上の問題として昨今一般の注意を喚起し居れり。

先づ國際粗鋼カルテルに對する獨逸側要求の如何を觀るに、其第一は現獨逸生産割當額の引上なり。試に關係主要國の各4半期に於ける生産割當額及事實上の生産額の割當額に對する過、不足を表示すれば次の如し。(單位千噸)

各4半期に於ける割當額

	獨逸	佛國	白耳義	ルクサム ブルヒ		獨逸	佛國	白耳義	ルクサム ブルヒ	
1927年3月迄	2,999	2,166	803	577		1927年4月以降	3,161	2,283	846	608

生産額の割當額に對する過、不足。(+)は過、(-)は不足

1926年10月—12月 (+) 575	(-) 86(+)	121(-) 10	1928年1月—3月 (+) 1,052(+)	12(+)	78(+)	30	
1927年1月—3月 (+) 959	(-) 161(+)	121(+)	6	1928年4月—6月 (+) 547(+)	44(+)	86(+)	24
1927年4月—6月 (+) 834	(-) 218(+)	50(+)	8	1928年7月—9月 (+) 676(+)	20(+)	119(+)	33
1927年7月—9月 (+) 1,003	(-) 219(+)	84(+)	25	1928年10月—12月 (-) 405(+)	177(+)	154(+)	52
1927年10月—12月 (+) 1,027	(-) 144(+)	89(+)	28				

(註 客年第4半期に於ける獨逸側生産額の減少は、主として西部地方に於ける鐵工業のロックアウトに因る。)

抑も國際粗鋼カルテル成立當時生産割當率決定の基礎と爲りしものは、獨逸工業に取り最不況なりし1926年第1・4半期の生産額なるを以て、本協定實施後獨逸側に於ける事實上の生産額が其割當額を著しく超過するに至ることは上表に照すも明にして、之が爲1926年10月より1928年9月迄の期間に於て、獨逸側の支拂へる罰金總額は1,500萬乃至4,000萬馬克に達する由なり。從て獨逸側に於ては國際粗鋼カルテルに對する根本的要挙として、各國の生産能力に適應せるより公平なる割當額を定めむことを熱心に主張し居れり。尤も生産超過額に對する罰金は從來1噸4弗なりし處、客年7月13日 Düsseldorf 開催の委員會に於ては主として獨逸側の要挙に基き、之に對し重大なる改正を加へ割當超過7.5%迄は1噸に付1弗、更に2.5%迄は2弗、夫以上超過の場合に於て初めて4弗の罰金を課すことゝし、唯獨逸の國內割當額超過に對しては從來通り1噸に付1弗の罰金を課することゝせり。

獨逸側要求の第2は輸出割當額の引上なり。獨逸側輸出割當額は從來毎月27萬5,000噸を限度とする處、Düsseldorf 委員會に於ては獨逸側の事情を諒とし、之を30萬噸に引上たるが其が總賣上高の28%を超過せざる場合に於てのみ罰金支拂義務より免除せらるゝものにして、(獨逸に於ては國內需要と輸出との割合は72%と28%とに分配せらる) 國內經濟界不況の今日以上の輸出制限は、

確に獨逸側に取り痛手たるべく、之が改正を要求する聲の大なるも強ち無理とは云ひ難し、尙本月初め諸新聞の傳ふる所に依れば昨年11月に於ける鐵工業爭議の結果、同年第4・4半期に於ける輸出額の著しく減退せるに鑑み、差當り本年第1・4半期に於ける輸出割當額を5%又増加すること、爲れる趣なるも、獨逸側にては之に對し10%の増加を要求しつゝある由にて、最後の決定は3月14日ブルツセルに於て開催せらるべき例會に於て之を行ふべしと云ふ。

第3の要求は國際的販賣組合の組織是なり。即ち獨逸側に於ては國際粗鋼カルテルの最終目的達成の爲には畢竟此處迄進展するの必要なるを唱へ居れり。蓋し販賣價格の永續的改善は斯かる特別組合の組成に於て初めて確保し得るを以てなり。然れども此要求は輸出市場に於ける價格の好況に鑑み他關係國、特に佛國側に於て氣乘せざる模様なるのみならず、之が前提として國家的團結の必要なること勿論なる處、最近獨逸側内部に於て獨逸粗鋼カルテル其他各種販賣組合の改造又は緩和を要求する向もあり、旁々國際的販賣組合の成立に付悲觀的觀測を下す者多し。

以上述べたる諸要求は大體獨逸當業者の一一致せる意見なるが、國際粗鋼カルテル其者に對する根本的立場に至りては其間に自ら相違あり、即ち一部極端派（例之 Gute Hoffnungshütte）に在りては國際粗鋼カルテルに殆ど何等の效果ありしを認めず、縱令國際市場に於ける鐵價の昂騰又は安定に其關與する所ありとするも、其割合は極めて僅少にして且夫も獨逸側のみの負擔する輸出制限に因る所多かるべく、又國際販賣組合の如きは近き將來に於て到底成立の見込なく、結局本カルテルは獨逸に取ては有利なるより寧ろ有害なりとの悲觀的見解を抱藏する者もある處、當業者の大部分は之に反し（イ）本カルテルの經濟的接近又は協力の手段として極めて有效なりしこと、（ロ）國際的販賣組合組成の不可能に非ざること、（ハ）世界市場に於ける鐵價の向上せること、及獨逸鐵工業ロツクアウトの輸出市場に及ぼせる影響の比較的少かりしこと等は、國際粗鋼カルテルの存在するなくむば殆ど不可能なりしこと、（ニ）他關係諸國は本カルテルの存續に依て重大なる利益を享有するを以て、獨逸側要求に對しても耳を藉るの好意を有することは、是等諸國の從來の態度に顧み容易に之を推定し得ること、（ホ）更に本カルテルの廢止は獨佛通商關係及ザール協定に好ましからざる影響を及ぼすの虞あること等の諸理由よりして本カルテル協定改訂に對し從來よりもより有利なる基礎を見出すことの必ずしも絶望に非ざるを信じ居れるが如し。從て以上の大勢に鑑るときは近く獨逸側より本規約廢止通告を爲すが如きことは萬なかるべきやに思料せらる。（海外經濟事情第2卷第2號）

### 米國の製鐵業の發達狀況（昭和4年2月20日附在紐育帝國總領事代理内山清報告）

コロムビヤ大學に於ける米國主要產業會議の席上、米國鋼鐵會社財務部委員長エム・シー・テーラーが發表した所に依れば、鐵と云ふものが初めて米國に於て產出せられたのは、古く1620年の昔ジェムス河支流フォリング・クリーク地方に於てであるが、18世紀初迄は製鐵業の中心はマサチユセット地方であつたと云ふことである。

又米國で最初の鋼鐵が製造せられたのは1728年カネチカット州ハートフォード地方、又良質の鑄

鐵はシンシナチに於て 1832 年始めて産せられ、鐵が伸されたのは 1845 年ニュウジャーシー、ツルントンに於て行はれたるを嚆矢として居る。

爾來鐵及鋼鐵の產出は比較的少量に止り、其產出方法は多年の間頗る幼稚で、其工賃たるや該品に對する需要をして或程度に制限せらるゝ位迄高價であつた、如何となれば消費者側としては當時高價なる鐵材料を使用するよりも寧ろ其當時の建築材料として適して居り、其量豊富にして且安値なる木材若は其他の材料を使用することが有利であつたからである。

1810 年米國內銑鐵及鋼鐵の產出高は夫々 5 萬 3,908 噸並 917 噸を計上するに過ぎなかつたが、60 年後の 1870 年には銑鐵 166 萬 5,179 噸、鋼鐵 6 萬 7,850 噸を產出し、漸次斯業の發展を見た次第である。處が 1870 年頃に至てベセメール製鋼法の發明となり、次で佛蘭西に於てマルチンに依り發明せられた平爐製鐵法は一般製鐵業に對して甚大な刺戟を與へたのである。

是等新法が發見せらるゝ迄は鋼鐵は比較的小型製品の製造に使用せられたに止り、大型製品の製造に使用せらるゝことは頗る稀で、僅に高價なる或特殊製品に使用せらるゝ外事實上之が使用を許さない位に迄高價なものであつた。前記ベセメール及平爐式製鋼法の發達は南北戰爭終息時代、即ち世界に比類なき米國內天恵資源の開發時代と殆ど同時に興したもので、大規模的製鐵業開始以來の發達狀況は次記銑鐵及鋼鐵塊產出量に依て明示せられて居る。(單位噸)

年 次	銑 鐵	鋼 鐵 塊
1870	1,665,179	68,750
1890	9,202,703	4,277,071
1910	13,789,242	10,188,329
1920	36,925,687	42,132,934
1927	36,565,645	44,935,185

尙 1927 年迄の最高記錄は 1923 年後に於ける銑鐵の 4,036 萬 11,46 噸並 1926 年鋼鐵塊の 4,829 萬 3,763 噸である。

米國に於ける製鐵業は前述の通り著敷發達を示し歐洲諸國亦然りで、是等米國に於ける製鐵量は歐米を除く他の諸國全體の產出量を遙に凌駕して居る。即ち 1913 年中米國の鋼鐵塊產出能力は 3,500 萬噸であつて、實際產出高は 3,180

萬噸に達し、世界製鐵總量の約 4 割 2 分に相當し、又同年中歐洲製鐵能力は 4,960 萬噸で實際產出高 4,330 萬噸、即ち世界製鐵總量の約 5 割 6 分を占めて居るに鑑み、是等歐米產出高を合算すれば總計 7,510 萬噸を計上し居るに反し、歐米を除く諸國の製鐵能力は僅に 180 萬噸實際製鐵高 150 萬噸で世界製鐵總量の 2 分に相當して居るに過ぎない狀態である。

然るに 1913 年以來其割合は著敷變化し 1926 年末に於ける米國の製鐵能力は驚く勿れ 6,000 萬噸に達し、同年中の實際生產量は 4,830 萬噸を計上し、世界製鐵高の 5 割 3 分を占めたるに反し、同年中歐洲の能力は 5,660 萬噸實際生產高 4,070 萬噸を算して世界製鐵高の約 4 割 4 分に相當し、歐米相方の製鐵高の割合は前記 1913 年頃の夫と全く相反するに至たのである。又一方歐米を除く他の諸國に於ける製鐵業も同時に漸進し 1926 年度に於ける製鐵能力は 390 萬噸に増進し、其實際生產高も 280 萬噸となり、世界製鐵總量の 3 分を占むるに至た。前述の通り世界に於ける製鐵能力は 1913 年の 6,640 萬噸より 1926 年には一躍 1 億 2,050 萬噸に激増し、從て其實際製鐵高も 7,660 萬噸より 9,180 萬噸

に増進して居る。是等の數字より觀れば 1926 年中米國に於ける製鐵高は其能力の 8 割に相當し居るに反し、歐洲は 7 割 2 分又歐米を除く諸外國は 7 割見當を示して居る狀態であるが、米國製鐵事業が如何に龐大であるかと云ふことは、例へば 1926 年中の製鐵高 4,800 萬噸を得るには驚く勿れ 2 億萬噸の原料を要し、且 14 億弗以上の勞銀を以て 100 萬人の勞働者を使役して居ると云ふ事實に徵するも明である。又一方該製品の價格を採算するに少くとも 30 億弗に達すべく、尙之を原料として製作せられた各種鐵製品が各商取引を經て最後の消費者側に至る迄の商貿高は實に 70 億萬弗の巨額に及んで居る。

米國製鐵事業に對する現在投資高に付ては政府當局の發表には何等的確な數字を擧げて居ないが、該事業に關係ある諸大會社の報告等を綜合するに最初の投資額並之に對する純利益を合算すれば裕に 47 億 5,000 萬弗を超へ、又是等關係會社の有形資產を其自然減滅見積高を差引たる當時の價額に評價し、之を前記投資額に合算すれば總額少くとも 60 億弗に達する見込である。

米國製鐵業は斯くして鐵に對する需要増進に正比例せずして餘り急激に其生産能力を増加したる結果、現今生産能力と實生産高より推定したる需要との關係は 6 對 5 の割合を保て居る。即ち 2 割方の能力超過を示して居る譯であるが、之を實際に徵して見れば平爐及ベセメール製鋼法に依る鋼鐵塊及鑄鐵の年生産能力は 6,000 萬噸なるに對し、製鐵史上の最高記録と推測せられて居る 1928 年中の生産見積は約 5,000 萬噸に過ぎない狀態である。

最近に至り米國製鐵業者側に於ては現狀の儘で進行することは頗る困難なることを看破し、極力生産費の低減を計る目的を以て頻りに工場及諸設備の現代化を計畫實行しつゝあり、之が爲各方面に於て巨額の投資を敢行して居るが、已に古くより比較的徹底的に設備を整へて居る方面では、斯の如き新規支出を著しく苦痛とし其投資に對する收益は極めて乏しい様である。然し時勢に併行し且事業の永續を保證せむと欲せば、先づ其利益の一部を裂いて其消費者及就働者の利益に充當せしめると云ふ事は必要缺くべからざる事で、是等の利益が該事業の改善並原價の低下を計る爲に再投下せらるゝときは其改善に依て齎らす利益は必ずや製造賣值の低下並就働者に對する勞銀の値上等を通じて一般公衆を利することとなり、從て投資家に對しては其投資金の安定を確保し相方互に其利益に均霑するのである。

1928 年中ミネソタ州の或大礦山に於ては 600 萬噸の鐵礦を採掘したが、此鐵礦全部は現場から掬揚、之を直接積出地迄輸送する特設の貨車に積込む爲巨大なる電氣及蒸氣ショベルを使用したので、採掘より輸送迄僅に 400 人の勞働者を要したるに過ぎず、其間一鐵塊として人手に觸れて居るものはない云ふ事である。

此諸設備の發達は又自ら產業界に於ける人力の進展を語るものであつて、是等就働者の技倅及能力は共に數等增進して來たのである。產業發達の初期に於ては人力の保存及就働者の生活狀態等に付ては餘り深く考究せられなかつた爲、是等改善を企畫した卒先者は當初非常なる事業上の危險を冒し莫大なる損失を招いたのであるが、其堅忍不拔の精神は遂に其成功を齎らし、試驗時代の損失は漸次巨額の利益を釀生するに至たのである。而して現在は工場、設備の改善、就働者及其家族の保健並慰安を計ると云ふことは工場の經營上缺くべからざる要素となつて居る。仍て各種工場の衛生設備は完全し就働者の爲に運動場を始め各種の娛樂機關等が特設せられ又就働者扶助制度を設けられて居る現狀

である。労働者扶助の一例を擧ぐれば 22 萬人の労働者を使役して居る某會社は、1927 年初には 1,175 名の退職就労者に對して扶助料を給與して居たが、同年末に於ける要扶助人數は 6,388 名の多きに達したと云ふことである。前記 1,175 名の平均年齢は 63 歳で、其平均勤續年數は 32 年となり、又 1926 年中同社内に於て勤續年數 50 年を超ゆるもの 157 人を數へ、45 年勤續者 529 名、40 年勤續者 1,677 名、35 年勤續者 3,868 名、30 年勤續者 6,294 名、25 年勤續者 1 萬 0,417 名と云ふ數字を示して居るが、之は工場側が労働者の保護善導等に如何に莫大な支出をなし、其最善を盡して居るかを窺知するに足るものである。

要するに現在吾人は鐵、鋼鐵時代に生きて居るものであるが、將來鐵に對する一般的需要と云ふものは逐年漸増し、吾人との關係は愈々密接の度を加ふることは云ふを俟たない。即ち製鐵關係事業の歴史に従するも 25 年前迄世人の豫想を許さなかつた位に迄急激な發達を示し、鐵道設備の建設を始めとし建築方面と云はず、家具製作方面と云はず、各方面に於て鐵は他の材料の代用品として普く重用せられ、殊に自動車製造業は過去 25 箇年間に鐵の新用途を開き、現在では毎年約 400 萬噸の鐵及鋼鐵を消費して居る状態である。又一方鐵骨建築物の發達は電氣工業の發展と共に鐵の需要を激増せしめ又街道の建設、油田の開發、製罐業の發達並家庭用品の鐵製化は自ら其用途を更に擴張しつゝある現狀に鑑み、鐵及鋼鐵の前途たるや實に洋洋たるものがあると云はねばならぬ。

然るに一方鐵礦採掘が増加するに伴て其採掘費及搬出費は自ら増額し、結果鐵及鋼鐵の生産費昇騰を招致するものと懸念せらるゝ點なきに非ざるも、精鍊及作業上新式にして經濟的方法の進歩に對する人間の發明力は前記生産費の昇騰と併行し、以て少くとも此所暫くは鐵が世界的需要に對し經濟的材料として凡ての方面に潤澤に使用せられ得るものと豫想せられて居る。

1928 年中米國內に於て產出せられた鐵地金の生産高は 4,985 萬 3,225 噸を計上し、之を 1927 年中の 4,339 萬 7,743 噸に比すれば實に 645 萬 5,482 噸の増加を示し、單に客年 12 月中の生産高に於て見るも其高 401 萬 5,434 噸に達し、1927 年 12 月中の 317 萬 5,484 噸に比ぶれば約 84 萬噸の増加となり、毎日の平均生産高 16 萬 0,617 噸と云ふことになつて居る。而して其生産能力に對する割合は 1927 年度の 7 割 5 分 83 に對し、1928 年度は 8 割 5 分 03 と云ふ割合を

示して居る。今米國製鐵會社全部の 1928 年中に於ける月別生産高を 1927 年の夫と比較對照すれば上の通り。(單位噸)

是等鐵地金の產出は世界產出量の大半を占め、其殆ど全部が米國內地に於て消費せられて居る。即ち 1928 年中鐵及鋼鐵輸出高は 286 萬 2,997 噸、又輸入高は 70,082,694 噸を計上し輸出は 1927 年の夫に比して 3 割 1 分方又輸入は 4 割 3 分半方の増進を示し、又其原料たる鐵礦の大部分は米國內地產のものであるが、尚玖馬を始め智利、アルゼリヤ諸國に毎年多少の鐵礦輸入を仰ひて居る状態である。(木原書記生調査) (海外經濟事情第 2 年第 2 號)

年	月	1928年	1927年
1	月	3,991,332	3,789,874
2	月	4,045,304	3,812,046
3	月	4,507,520	4,535,272
4	月	4,302,573	4,127,385
5	月	4,203,190	4,047,251
6	月	3,742,964	3,495,609
7	月	3,811,573	3,204,135
8	月	4,178,481	3,498,519
9	月	4,147,583	3,268,881
10	月	4,647,891	3,316,292
11	月	4,259,380	3,127,015
12	月	4,015,434	3,175,484
	計	49,853,225	43,397,743